

第1 会社法制の見直しに関する動向

1 会社法制の見直しに関する要綱

- 平成24年8月1日 法制審議会会社法制部会が「会社法制の見直しに関する要綱案」を取りまとめた。
- 同年9月7日に開催された法制審議会で「会社法制の見直しに関する要綱」が取りまとめられ、法務大臣に答申。

2 今後の動向

- 要綱に基づく会社法の一部を改正する法律案および会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を次期通常国会に提出することを目指す
- 会社法施行規則等の大幅な改正（←多くの省令への委任事項を含む）
- 東京証券取引所等において、附帯決議の内容に基づいた上場規則等の改正

第2 全体の構成

第1部 企業統治の在り方

第2部 親子会社に関する規律

第3部 その他

第3 企業統治の在り方

1 取締役会の監督機能

(1) 監査・監督委員会設置会社制度

<背景>

社外取締役の機能の活用など、取締役に対する監督のあり方を見直すべきとの指摘

<新設>

監査・監督委員会設置会社制度（仮称）の新設

～社外取締役の機能を活用するための方策として、新たな機関設計を認めるもの。

←

- ① 監査役会設置会社については、少なくとも2人以上の社外監査役の選任が義務づけられることに加え、社外取締役を選任することの重複感・負担感
- ② 委員会設置会社については、指名委員会および報酬委員会を置くことへの抵抗感等

- ① 監査役⇒なし
- ② 監査役会（社外監査役が半数以上）⇒取締役からなる監査・監督委員会（社外取締役が過半数）に
- ③ 監査・監督委員も取締役⇒取締役会で経営判断を行う

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する規律

監査役会設置会社（公開会社かつ大会社であるもの、すなわち監査役会の設置が義務付けられるものに限る）のうち、金融商品取引法24条1項の規定によるその発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、社外取締役が存しない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を事業報告の内容とするものとされる。

（現行法上、事業報告の内容は、会社法施行規則で規定（同規則118条以下））

社外取締役が有する経営に対する監督機能の実効性を高める

⇒

社外取締役等の要件を見直し、当該株式会社の親会社の取締役等や、当該株式会社の取締役等の配偶者または二親等内の親族等については、社外取締役等になることはできない。

	会社法	要綱
社外取締役	株式会社の取締役であって、	
	当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、	親会社等（自然人も含む）の関係者： 社外取締役の要件に、株式会社の親会社等又はその取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないことを追加
		兄弟会社の関係者： 株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないことを追加 （●）
		会社の関係者の近親者： 社外取締役の要件に、株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族でないことを追加
	かつ、過去に当該株式会社又はその子	対象期間：

	会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。	その 就任の前10年間 株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないことを要する
		その 就任の前10年内 のいずれかの時において、株式会社又はその子会社の監査役であったことがあるものにあつては、 当該監査役への就任の前10年間 当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないことを要する
社 外 監 査 役	株式会社の監査役であつて、	
	過去 に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。	対象期間： その 就任の前10年間 株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないことを要する
		はその子会社の監査役であったことがあるものにあつては、 当該監査役への就任の前10年間 当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないことを要する
	尚、監査役兼任禁止 第335条（監査役資格等） 2 監査役は、 株式会社 若しくはその 子会社 の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該子会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。	親会社等 の関係者： 社外監査役の要件に、株式会社の親会社等又はその取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないことを追加 兄弟会社 の関係者： ●と同じ 会社の関係者の近親者 ： 社外監査役の要件に、株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は2親等内の親族でないことを追加

(3) 附帯決議

要綱と併せて附帯決議がなされている。

「これまでの議論及び社外取締役の選任に係る現状等に照らし、現時点における対応として、本要綱に定めるもののほか、**金融商品取引所の規則において、上場会社は取締役である独立役員を1人以上確保するよう努める旨の規律を設ける必要がある**」

～

現在の証券取引所の上場規則等において確保することが求められている独立役員は取締役または監査役のいずれでもよいとされていることを踏まえ、**取締役である独立役員を確保する努力義務を上場規則等で定める**ことを想定するもの

「要綱」ではなく「附帯決議」

←金融商品取引所に対してその規則の改正を要望するもの。

(4) 取締役及び監査役の責任の一部免除

責任限定契約を締結することのできる取締役（業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人であるものを除く）または監査役は、社外取締役または社外監査役に限定されないことになる。

2 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定

<背景>

監査される立場にある会社の経営者たる取締役が株主総会への会計監査人選任議案を決定し、また会計監査人の報酬を決定していることが、会計監査人の経営者（取締役）に対する立場を弱め、会計監査人が粉飾決算を防ぐことができない原因になっているという、「インセンティブのねじれ論」

<改正>

現行法：

監査役設置会社においては、会計監査人の選解任・不再任に関する議案等の決定は取締役または取締役会の権限（監査役等は同意権のみ。）

⇒

要綱：

監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）が決定権を有する報酬の決定については現行法どおり監査役等には同意権のみ。

3 資金調達の場合における企業統治のあり方

(1) 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等

<背景>

第三者割当による新株発行は、既存株主の会社持分（割合）を低下させてその利益を毀損し得る。

but 従来の会社法においては、有利発行に該当しない限り、公開会社においては取締役会決議のみによって行うことができた（会社法201条1項、199条3項）。

<改正>

支配株主の異動は株主が決定すべき

⇒

公開会社においては、

ある引受人が引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権等の数が、当該募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数の2分の1を超える場合には、事前に当該引受人の氏名等を通知・公告する必要。

総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が当該引受人による募集株式の引受けに反対する旨を通知。(実際にこれを満たすのは容易でない。)

⇒

緊急の必要があるときを除き、株主総会の決議によって、当該引受人に対する募集株式の割当て等についての承認を受ける必要。

(2) 仮装払込による募集株式の発行等

<背景>

平成17年会社法が払込金保管証明の制度を発起設立や新株発行の場合に廃止

⇒会社が経営者の関係者等に第三者割当による新株発行を行い、新株の払込金を会社の銀行口座に入金したという預金通帳の写し等により増資の登記を行い、その旨をTDnetにより公表すると、ただちに入金した払込金を引き出し、当該新株を市場で売却して利益を得るといった、不公正ファイナンスの事件が頻発。

<改正>

募集株式の引受人が募集株式の払込金額の払込み等を仮装した場合における当該引受人およびこれに関与した取締役の責任に関する規定を設ける。

(3) 新株予約権無償割当てに関する割当通知

新株予約権無償割当てに関する割当通知の時期に関する規律を見直す。